

(様式2)

京丹後市いじめ防止等基本方針(素案)の概要

1 趣旨について

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

また、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止及び早期発見の観点重要です。

そのためには、大人自身のふるまいが子どもに影響を与えることを認識し、全ての児童生徒を、いじめの加害者にも傍観者にもさせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へとはぐくむとともに、児童生徒に関わる全ての者が、児童生徒のささいな兆候に対しても、いじめではないかとの疑いを持ち、積極的に関与することが大切です。

京丹後市においては、被害児童生徒の生命、身体の尊重を第一に考えながら、児童生徒一人一人の尊厳と人権の尊重を目的に、国、府、学校、地域社会、家庭及びその他の関係者が連携のもと、社会総がかりでいじめの問題の克服に向けて取り組むとともに、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第12条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、京丹後市いじめ防止等基本方針を策定します。

第1 いじめの防止等に対する基本的な方向

いじめの防止等の対策に関する基本理念、いじめの定義及び基本認識に基づくいじめの防止等のための基本的な考え方等を記述しています。

第2 いじめの防止等のための対応

いじめの防止等のために必要な組織及び「いじめの防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの対処」など、いじめの防止等のために実施する施策等を記述しています。

第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき対策

学校いじめ防止基本方針の策定及び学校いじめ防止委員会の設置など、学校におけるいじめの防止等に関する取組等について記述しています。

第4 重大事態への対応

重大事態が発生した場合の報告や調査の方法、いじめを受けた児童生徒とその保護者への情報提供及び再調査等について記述しています。

第5 その他の重要事項

策定した基本方針の検証及び見直し時期等について記述しています。